# 公害対策会議令 （平成五年政令第三百七十三号）

#### 第一条（会長）

会長は、会務を総理する。

##### ２

会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第二条（庶務）

公害対策会議の庶務は、環境省大臣官房総務課において処理する。

#### 第三条（雑則）

前二条に定めるもののほか、議事の手続その他公害対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が公害対策会議に諮って定める。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

公害対策会議令（昭和四十二年政令第三百四十九号）は、廃止する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。